

京丹後市商工業経営安定利子補給金交付申請用
承諾書兼手数料口座振替依頼書

借入金融機関に○印し、但馬信用金庫以外は取引支店名を記入して下さい

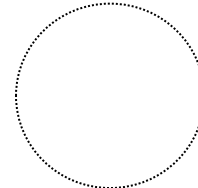
<input type="checkbox"/>	株式会社京都銀行	支店 様
<input type="checkbox"/>	京都北都信用金庫	支店 様
<input type="checkbox"/>	但馬信用金庫 久美浜支店	様

預金お届出印

申請者住所または所在地

法人名及び代表者名(法人の場合)

または氏名(個人の場合)



京丹後市商工業経営安定利子補給金交付要綱により、利子補給金の交付申請を行うにあたり、金融機関が京丹後市に対して、対象となる融資の元利金の返済状況の情報を提供することを承諾いたします。

また、金融機関が対象融資の元利金の返済状況を証明するにあたり、その手数料を口座振替の方法により支払うことを、下記事項を承認のうえ依頼します。

記

1. 手数料

金融機関ごと、1先につき元金及び受入利息証明手数料。

2. 振替指定口座 (交付金受取口座と同一口座)

金融機関・支店名	預金種類	口座番号	口座名義	預金お届出印
上記の借入金 金融機関・支店名と 同じ	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		<input type="checkbox"/> 申請者と同一名義 (申請者と異なる場合は以下に記入)	

* 普通預金・総合口座は各々の規定にかかわらず通帳及び払戻請求書なしで、当座預金も当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しを省略し、指定口座より引落しして下さい。

3. 振替日

利子補給金交付日に振替指定口座から支払い。

* 振替日において、振替指定口座の残高が振替金額に満たない場合は、不足額をただちに入金します。
また、入金後はいつでも指定口座より引落しして下さい。

以上

(金融機関使用欄)

担当役席	担当者	印鑑照合